

仕様書

1 委託業務名

新たな輸出先国への規制対応に向けた調査・実証業務委託

2 目的

本県の青果物輸出については、アジア諸国を主要な輸出先国・地域として、輸出額・量ともに伸長してきたが、近年、産地間競争や物価高の影響により、県産青果物輸出の伸び率は鈍化傾向であり、青果物の輸出拡大を図るためには、米国（本土）など、新たな販路開拓に向けた取組が必要である。

米国（本土）向けに青果物を輸出するためには、米国食品安全強化法（FSMA）に基づき、残留農薬基準への対応や米国食品医薬品局（FDA）への施設登録等、米国向けの生産基準の準拠や検疫、トレーサビリティ対応など各種規制への対応が必要となる。

そこで、県産青果物を対象に、米国（本土）向け輸出の実現に向けて、輸出に適した青果物の選定や規制対応等の課題の整理を行い、青果物輸出に関する知見やノウハウの習得と県内産地と小売・流通企業と連携した商流構築を目指す。

3 履行期限

令和8年3月31日（火）

4 業務内容

米国向け輸出の実現に向けて、輸出候補となる青果物の選定や規制対応等の課題整理及びトライアル輸出を行う。

(1) 米国（本土）向け輸出候補となる鹿児島県産青果物の選定と輸出可能性調査

米国（本土）への輸出が可能以下の品目（いずれも県内で生産されたもの）について、産地の供給体制や規制対応の状況等を把握し、課題を整理した上で、米国向け輸出の可能性を調査する。

- ・ メロン
- ・ ごぼう
- ・ 切り花

※ 上記以外にも輸出可能な品目がある場合には提案し、上記品目同様に輸出可能性を調査すること。

(2) 米国向け輸出産地の形成に向けた環境整備の支援

(1)の取組を踏まえ、青果物産地に対し、規制対応に必要な取組の助言等を行うなど、輸出産地形成に向けた産地の取組を支援する。

(3) 商社又はその他流通企業との連携によるトライアル輸出の実施

ア (1)、(2)の取組を踏まえ、物流や販路を確保した上で、トライアル輸出（複数品目の混載も可能。輸送方法は問わない）を行い、輸送上の課題及び対応方法を整理する。

イ 当該トライアル輸出の着荷時において、商品の鮮度保持確認を行う。また、販路先のバイヤー又は消費者等の商品に対する意見を確認する。

(4) 米国向け県産青果物の輸出に向けた課題及び対応の整理

(1)~(3)の取組を通じ、米国向け県産青果物の輸出の定着及び拡大に向けた課題及び必要な対策について整理するとともに、輸出に係るリードタイム、コスト及びリスクについてとりまとめる。

5 業務の執行について

商社又はその他流通企業との連携によるトライアル輸出の実施については、以下に留意する。

- (1) 既存商流又は新たに構築される見込みの商流を活用したトライアル輸出を1回以上実施すること。
- (2) トライアル輸出の輸送費等において掛かり増し経費が発生する場合は、当該掛かり増し経費を本業務委託料により負担すること。
- (3) トライアル輸出により小売りに耐えない欠損品が多く発生した場合は、通常輸出の平均欠損品率を上回る分の商品代金を本業務委託料により負担すること。

6 成果報告

業務終了後は、4についての実績及び成果等を内容とする委託業務実績報告書を提出すること。

7 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、県と十分協議して進めるものとする。
- (2) 受託者は、適宜、業務内容に係る助言等を県に対して行うものとする。また、必要な一部の修正については、応じるものとする。
- (3) 県は、業務の目的を達成するため、受託者に必要な指示を与えるものとし、受託者はこの指示に従うこと。
- (4) 本仕様書で定めた事項に関して疑義が生じたとき、または定めのない事項で業務に必要な事項は、県と協議して定めるものとする。
- (5) 悪意がある場合や目的を達成できない程度が甚だしい場合には、委託料の全部又は一部の返還を求める場合がある。
- (6) 本業務により知り得た情報（個人情報を含む。）について、本業務の目的以外の使用及びその情報を外部に漏らしてはならない。
- (7) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、特に別途定めのない限り、県に帰属するものとする。
- (8) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (9) 本業務について、業務の終了後も含めて、今後、鹿児島県監査委員等の検査対象となる

場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、業務の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。

- (10) 本業務の実施に当たっては、国や地方自治体等の他の助成金、補助金、委託費等を重複して使用しないこと。
- (11) 本業務の実施に当たっては、本委託費を原資とした不当廉売（本業務で取扱う品目を通常の販売価格より不当に安価で販売すること）と認められる行為を行ってはならない。
- (12) 上記4で定める業務の実施が困難になったと認められる場合は、鹿児島県と協議を行い対応すること。